

2017年12月12日

宮城県知事

村井 嘉浩 殿

日本労働組合総連合会  
宮城県連合会（連合宮城）  
会長 小出 裕一

## 県政に関する要請書

貴職におかれましては、日頃より連合宮城の運動推進にあたりご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

東日本大震災から間もなく7年を迎えようとしています。宮城県の震災復興計画では、来年度から発展期を迎え震災からの復興・再生に向けた総仕上げの期間に入ります。

一方、災害公営復興住宅の完成率も9割を超えましたが、未だに約1万人の県民が応急仮設住宅などでの生活を余儀なくされている現状を踏まえれば被災者の復興度合いに見合った支援が求められます。また被災地の復興・再生には、地域経済・産業の再生と安定した雇用が生活者の生活基盤を支え地域の発展や活力を生み出すものと考えられます。

連合宮城は、地域経済と中小企業の活性化、働く人々の雇用安定と生活再生に向け、政策制度にかかわる専門委員会を設置し、要請事項を取りまとめましたので、以下の通り要請致します。

### 記

## I. 地場産業・中小企業の成長と再生に向けた政策について

### 1. 地場企業の活用と地域産業への更なる支援に向けて

震災によって国内外の販路を失った企業が少なくないことに加え、今後も人口減少により国内市場は縮小を見込まれることから、自治体が中小企業の発展や雇用の維持・拡大に向け、地場で生産された素材や材料を含めた地場産品や地場企業の積極的活用および販路開拓・拡大を希望する中小企業に対し引き続き支援を行うこと。

また、水産・食品加工業の販路回復に向けて、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害の払拭に向けた情報発信を継続して取り組むとともに、関係団体と更なる連携強化をはかること。

## II. 社会保障・医療の充実に向けた政策について

### 1. 社会保障体制の整備について

国の法改正により2018年より、宮城県が国民健康保険に係る財政運営の責任主体となりますが、適切な保険料の賦課、県・市町村の役割分担の明確化で、保険者機能の発揮や加入者の利便性を損ねることのないよう、着実に環境整備を行うこと。

## 2. 公契約の下で働く労働者の公正な労働条件確保について

被災地である宮城県においては、復興の加速化の意味からも、国の動きを待つだけでなく、地方自治体自らが主導的に行動すべきであり、そのためには法令遵守、適正な賃金、労働環境の整備が必要です。

公共サービスの質の確保は、地域経済の活性化や地域における適正な賃金水準の確保、住民福祉の増進に寄与します。公共サービスを支える全ての労働者の処遇改善、公正労働基準の確立を目的とした公契約条例を制定すること。

## 3. 入札制度・指定管理者制度の改善について

自治体における「入札制度・指定管理者制度」は、景気向上、環境・福祉・男女共同参画などの社会的価値、職員の雇用継続、賃金・労働条件の継続的な確保のための手段としてとらえ、適正な運用を図ること。

また、雇用の確保については、自治体の責任を明確にし、長期継続契約・長期指定、随意契約・随意指定、特命指定などの活用を図り、労働者の長期安定雇用に努めること。

## 4. 福祉医療政策について

(1) 2025年の「地域包括ケアシステム」構築を着実に推進するための「地域医療構想」を、保険者協議会の意見を聴くだけでなく、被用者保険の加入者をはじめとする住民の意見を反映させたうえで策定すること。また、切れ目のない必要な医療が提供されるよう、医療機関の再編に際しては、地域ニーズを十分に反映させること。

(2) 2016年11月に設置された「宮城県医療勤務環境改善支援センター」を活用し、医師・看護師など医療従事者の離職を防止し、地域の医療人材の確保を進めること。

(3) ひっ迫している医療現場での安全確保をはかるために、看護職などの夜勤・交代制勤務における十分な勤務間インターバルの確保、労働法令の遵守、院内保育所の整備などワーク・ライフ・バランスを尊重した職場環境の改善、潜在看護師の活用に向けた研修制度の充実などを早急に講じること。

# Ⅲ. 生活困窮者・子どもの支援拡充と教育に係わる政策について

## 1. 生活困窮者自立支援制度及び子どもの貧困対策

(1) 生活困窮者の自立支援に対する求職支援や住宅福祉資金貸付、パーソナルサポートなどを一体的に運用するワンストップ・サービス法の仕組みを整備すること。

(2) 地域における貧困家庭の子どもの実態を十分に把握し、経済的支援を含めた必要な支援を迅速かつ積極的に行い、子どもに対する教育の機会均等を保障すること。また、食事環境や学習環境が十分に行き届いていないことも多く、貧困の連鎖が生み出されることが懸念されることから、子どもの食生活や学習機会を支援する施設や団体（子ども食堂等）に対して支援を行うこと。

- (3) すべての子どもに対するより良い保育・幼児教育環境を確保するため、幼稚園教諭や保育士の処遇改善とキャリアアップ体制を構築し、保育などを担う人材の離職防止をはかるほか、復職や新たな担い手をめざす人への支援を充実するなど、人材確保対策を強化すること。

## 2. 雇用・教育政策について

- (1) 児童や生徒が働く上で必要なワークルールや労働安全衛生、使用者の責任などに関する知識を深め活用できるよう、カリキュラム化を推進すること。また、労働組合役員やOB・OGなど外部講師による出前講座や職場見学の機会などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を設定すること。
- (2) いじめによる自死が相次いでいることを深刻に受け止め、いじめ・体罰問題の解消に向けて、養護教諭を複数配置するとともに、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーをすべての小・中・高等学校に常勤配置すること。

## IV. 環境サイクルに配慮した環境・エネルギー政策について

### 1. 放射性物質を含む廃棄物処理について

宮城県は、東京電力福島第一原子力発電所で放出された放射性物質を含む廃棄物処理について、汚染廃棄物を保管する自治体や圏域ごとの処理とし、処理方法も焼却以外の方法等も容認する方針を打ち出しました。

県内の焼却施設では放射性セシウム濃度を常時安定的に測定する体制が整っていないことから、地元・圏域住民に対し、焼却中の排ガスにおける放射性セシウム濃度、モニタリング地点での空間放射線量の測定等の計画を示し、測定データの公開等により「住民の被ばくに影響がない」ことを明確にすること。

また、自治体や圏域における汚染稲わらや牧草を焼却処分する際には、焼却施設周辺のみならず、広範囲での住民同意が得られるよう取り組むこと。加えて、試験焼却を行った際は、風評被害も懸念されることから開始前と開始後の測定データ等の状況について、慎重かつ丁寧に地元・圏域住民へ説明する場を設けること。

### 2. 過疎地域における給油所の確保について

宮城県における平成28年度末の給油所の設置状況は、645箇所と平成7年に比べ半減し減少傾向が続いています。とりわけ、サービスステーション(SS)過疎化をみると女川町が3箇所、七ヶ宿町が2箇所という状況にあります。

国では、2015年3月に「SS過疎地対策協議会」を設置し、4回にわたり会議を開催していることを踏まえ、宮城県においてもSS過疎地対策として、地域の実態を踏まえながら将来を見据え、過疎地域で確保すべきSSの目標数を設定するとともに、地域のニーズにこたえる総合生活サービス拠点として、SSがビジネスの多角化に取り組める施策を含めた対策を早急に取り組むこと。

### 3. 災害対応給油所の広報について

国は、災害時の石油供給体制を一層強化するため、2012年9月に石油備蓄法を一部改正し、国家備蓄石油・LPガスの放出要件見直し、石油元売各社に対し供給連携計画の共同作成および石油販売業者に対する災害時の給油拠点となるサービスステーション(SS)の届出の義務づけ等を新たに規定しました。

宮城県においても、県ホームページの「緊急・災害情報」に災害対応給油所の位置を図示する等、県民がわかりやすい広報について取り組むこと。

#### 4. 水素等の新エネルギー供給への対応について

新エネルギー設備導入支援事業補助金として、工場・倉庫・店舗・事務所など、県内の事業所に新エネルギー設備を導入する事業者に対して、費用の一部を助成していますが、今後、水素等の新エネルギーの普及も想定されることから、計画的な供給設備構築に向けた制度の確立や設置助成金等の創設に向けて検討すること。

### V. 安全で安心なインフラ整備に係わる交通・運輸政策について

#### 1. 交通関連法成立以後の取り組みについて

(1) 交通政策基本法が成立・施行されたが、今後も交通運輸に関係する団体と密に連携をとり、交通を担う人材の確保については、賃金・労働条件改善を踏まえた施策を行うこと。また、交通関連事業の基盤強化については、地域公共交通事業者の厳しい経営実態を踏まえ、公平・公正な環境を構築することを国に働きかけること。

(2) 活性化再生法・都市再生特措法が改正され、今後、各自治体の取り組みに対する温度差が、地域間の大きな格差となることが懸念されます。国土交通省は、公共交通専任の担当者が1名又は担当不在の地方公共団体で、計画策定に際し踏まえるべきポイントや、真に検討すべき事項を明らかにすべき観点からまとめた「手引き」を作成しています。この「手引き」を活用し県指導による各自治体と一体となった取り組みを行い、地域公共交通網形成計画が実行されるよう早急に取り組むこと。

(3) 駅やバスターミナル等の交通拠点整備にあわせ、誰でも利用しやすいコミュニティ施設となるよう行政施設の集約を行うこと。

#### 2. 地域公共交通会議の改善対策について

地域公共交通網形成計画の作成においては、地域全体を見渡した総合的な公共交通網を形成していくとしています。また、既存する民間バス路線・コミュニティバス・デマンド交通などによる地域全体のネットワーク形成については、バス事業者と十分協議を行い、役割分担を決定することが必要であることを留意点としています。地域公共交通網形成計画において、既存路線との重複や混乱がないように地域公共交通会議や協議会などへ趣旨の徹底をはかる必要があります。しかし、宮城県内の自治体に於いては、地域の交通体系をどのように形成していくかの協議もなく、一方的な決定機関となっているのが現状です。従いまして、中長期的な視点で地域交通政策を策定する公共交通担当部署の設置や専任者を配置するなど、公的資金を受け取るための会議機関とならないための政策を講じるよう要請します。

#### 3. 営業用車両等の駐停車環境の整備改善について

(1) 運送事業者は、違反車両を特定する業務が「民間委託」されて以降、配達のために車を止める行為について一定の配慮を求めると共に、事業者として助手を配置するなど対策を講じています。運送事業者にとっては、安全な輸送を確保する観点からも駐停車スペースの確保は不可欠であり、宅配や食品配達、買い物弱者や超高齢化社会を迎えた現代において重要なインフラのひとつであることは共通認識となっています。

貨物専用パーキングや荷捌きスペースなどのインフラ整備が十分に進まないなかで、一般車両と同様に営業車も駐車違反の取り締まりの対象となることは、事業

運営に大きな影響を与えることからこの間「貨物車への一定の配慮」を求めてきました。

具体的な駐車地域の選定などの道路環境の整備がなされるまでは「配達のために止める貨物車の行為」については除外すること。

- (2) トラック運転手は、業務の性質上車両を駐停車させ休息を取ることが健康確保と安全運行に向けて不可欠であります。道の駅等は増えつつありますが、依然として大型トラックを止めるスペースが少ないことから大型車の駐停車スペースの確保・整備を行うこと。また、大型車両の駐停車スペース確保の観点からも「道の駅」設置に対する市町村への助成金について検討を図り、設置しやすい環境整備の構築を求めます。

また、高速道路における休憩場所の確保に向けて、SA・PAにおける駐車スペース拡大や一般車両との差別化について所管省庁へ働きかけを行うこと。

- (3) 国土交通省は、2017年3月23日、屋内駐車場の高さが低いため周辺にトラックを駐車し荷捌きが行われていることや荷役に利用できるエレベーター不足の改善に向け、「駐車マスの大きさ」「車路の高さ」「荷捌きスペース」の確保など、物流を考慮した建築物の設計・運用指針の骨子を取りまとめました。

この手引書は、地方自治体の関係者等も対象となっております。物流の実態を把握され、早期で確実な対策を要請します。

- (4) 交通政策基本法の第25条には、「まちづくりの観点からの施策の促進」、第32条「地方公共団体の施策」では条文の中に「まちづくり」が規定されています。

さらに参議院における付帯決議には、「物資の円滑な流通等の需要が十分に汲み取られたものとなるよう最大限配慮すること」が盛り込まれました。宮城県としても地域において今後も物流の視点に立った駐車違反取り締りへの対策を要請します。

#### 4. 自転車レーンの拡充と仙台市内繁華街駐輪対策について

2013年12月の改正道路交通法の施行により自転車の車道走行時の左側通行が義務化され、2015年6月より悪質な交通違反に対する講習の受講が義務化されました。2017年9月末現在自転車が第1当事者になった人身事故件数は27件発生しており、前年同期と比較して件数、死傷者数とも増加したことを踏まえ、自転車運転者へ更なる安全教育の強化とまちづくりの中に「自転車レーンの拡充」を入れ、歩道・自転車道・車道の峻別化を図るとともに、仙台市内繁華街における駐輪対策について仙台市と連携を図り検討すること。また、自転車利用のルール遵守・マナー向上や自転車賠償責任保険への加入義務付けなどを含め自転車の安全利用に向けた条例の制定について検討すること。

## **VI. 地域住民が安心して暮らせるまちづくりに係わる政策について**

### **1. シェアリングエコノミーについて**

政府が、昨年6月に閣議決定した新たな成長戦略のなかで明記した「シェアリングエコノミー」におけるライドシェアについては、白タク行為の合法化であり運行管理・整備管理など利用者の安全を担保する措置が確保されていないことから導入しないこと。また、民泊についても利用者の安全・安心が保証されず既存産業（タクシー、旅館、ホテル等）を脅かすものと考えられることから県は、考え方を示すこと。

### **2. 鉄道構造物の老朽化に伴う大規模改修と財政支援について**

老朽化が著しく進む鉄道構造物（在来線）の大規模改修に向けて、税制支援措置を創設し、駅舎はバリアフリー法の適用対象駅を改め、乗降客層（年齢層・障害者比率）等によって基準の見直しをはかること。また、地域自治体や利用者から要望がある駅や地方都市の高齢化対策や観光施設などのへの受け入れのための設備改善については、交通運輸事業者の設備改善負担軽減に向けた財政支援を行うこと。

### **3. 大規模自然災害に耐えうる治山・治水対策について**

大型台風や局地的豪雨による大規模な自然災害が頻発し、これにより発生する道路、鉄道施設・設備の被害による 住民の孤立を防ぐよう治山・治水対策の拡充強化と災害による被害からの復旧に向けた支援に取り組むこと。

以 上